令和6年9月13日提出

令和6年9月定例県議会報告事項

鳥 取 県

目 次

報告第 1 号	令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について 1
報告第 2 号	令和5年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について3
報告第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について 5
	(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一
	部を改正する条例 6
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について 8
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について10
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について12
	(5) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例14
	(6) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例16
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について18
	(8) 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例20
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について22
	印 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について24
	(11) 工事請負契約(県道若桜下三河線(岩屋堂工区)トンネル工事
	(不動院岩屋堂トンネル)(交付金改良))の変更について26
報告第 4 号	鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について27
報告第 5 号	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について28
報告第 6 号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評
	価について29
報告第 7 号	法人の経営状況について30
報告第 8 号	鳥取県出資法人等における給与等の状況について32

報告第	9	号	長期継続契約の締結状況について34

報告第1号

令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書に ついて

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、 令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

				I	<u> </u>	T ~	T ~	I	T 6			1
		1 訳	その他	E		910, 033	910, 033		106, 667, 000	△ 105, 569, 033	1, 097, 967	
	斡	財 源 内	国庫補助金	E								
	丑	左の	企業債	E						2, 967, 000	2, 967, 000	
		割額	払義務生額の差	E		910, 033	910, 033		106, 667, 000	△ 102, 602, 033	4, 064, 967	
令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書		訳	その他発	E		7, 130, 967	7, 130, 967			105, 569, 033	105, 569, 033	
	禁	の財源内	国庫補助金	E								
事 業 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	紙	年 (企業債	E						3 23, 700, 000	3 23, 700, 000	
		数 業 准 年	ス 対 発 生 額	E		7, 130, 967	7, 130, 967			129, 269, 033	129, 269, 033	
度鳥取		内 訳	その 色	E		8,041,000	8, 041, 000		106, 667, 000		106, 667, 000	
	恒	の財源	国庫補助金	E						0	0	
No.	全体	左	企 業 債			0	0		0	00 26, 667, 000	00 26, 667, 000	
		:	年 割 額	E		8, 041, 000	8, 041, 000		106, 667, 000	26, 667, 000	133, 334, 000	
	年		庚	က	4	rv	11111111	က	4	ಣ	111111	
	##	洲	谷	日期	発電所	制 御 装	置更新	加地等	電所到	刑御 装	置更新	
		鬥		н	逌	業 費	田	- #	型 設	松 4	具 費	
		禁		П	電 気	<u>₩</u> ∦	来 費	×		名 +	文出	

報告第2号

令和5年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報 告書について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、 令和5年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

				E	0.	9	3		0(
		副	その他	ш	80,000	006 892 ~	7 100, 20		\triangle 688, 200		
	科	財 源 内	国庫補助金	E							
	丑	左の	企業債	E	132, 800, 000	\ 115 GOO OOO	110, 300, 000		16, 900, 000		
₩告書		割額	支払義務 発生額の差 1	E	132, 880, 000	A 116 668 900			16, 211, 800		
C業用水道事業会計継続費精算報告書		内訳	その他	E		006 882	100, 200		788, 200		
会計継	績	の財源巾	国庫補助金	H							
	無	左	企業債	E		1/0 10/0 00/0			149, 100, 000		
工業用力		4	く発 す み 数 数 数	H		146 888 900			149, 888, 200		
事取県営 コ		内訳	その他	H	80, 000	000 06	20,000		100,000		
令和5年度鳥	国	の財源	国庫補助金	H	0				0		
- 令和	全体	左	企 業 債		0 132, 800, 000	33 900 000			0 166, 000, 000		
			(世)	E	132, 880, 000	000 066 88	00, 220, 00 <u>0</u>		166, 100, 000		
	年		庚		4	ц	ဂ		ithe		
	 	洲	谷	1 III	期 川	工	業	用新	水事	黒	
		鬥		1	풸	諁	权	ΨŽ	(觀	
		禁		1	泣	#	的	₽	<u> </u>	丑	

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正すること について、次のとおり専決処分をする。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	10		公	出	
別表	表 (第2条関係)			別表((第2条関係)		
	事務		市町村等		事務		市町村等
	略				略		
_							

12					
鳥取市					
	-				
12年20日 20日 20日 20日 20日 20日 20日 20日 20日 20日					
5 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)					
ちたがある。					
派の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の					
(事) (事) () () ()					
まり、質の場合は、					
() () () () () () () () () ()					
19の6 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)・(2)略(3) 第29条第1項の規定による報告等の命令及び立入検査等					
米 第13 第26 第26 江入					
106 年法律 るもの (1)・ (3) 及び					
1900年 2000	盤				
七					
鳥取市					
137	1				
(昭和) (日本)					
法 次 (告			22,		
が か を 勝 る			節行		
表 形 次 よ ス			らら		
ドン 当 事 選			1 H A		
及以事の回			0月1		
日類 (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C)			(年1		
上 い			和 6		
当最占 134号)) 縣 25条第 入檢查			.⁄.tr		
不当場品 事第134号、 の ・(2) 曜 第25条第 ゾ立入検査		_	₹		
の6 不当景品類 年法律第134号) (25もの (1)・(2) 略 (3) 第25条第1 及び立入検査等	格		を例は、令		
19の6 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年注律第134号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 第25条第1項の規定による報告等の命令及び立入検査等	器	附則	この条例は、令和6年10月1日から施行する。		

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方

広島市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金405,900円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和6年2月2日
- (2) 事故発生場所

鳥取市安長地内

(3) 事故の状況
鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、
 駐車場内で駐車枠に駐車しようと後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、
後方の電柱に衝突し、和解の相手方が設置する装置を破損させたものである。
ENTER OF THE PART

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

 和解の相手方 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金19,360円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和6年5月14日
- (2) 事故発生場所 鳥取市竹生地内
- (3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車(交通事故処理車)を運
転中、駐車するため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方
が所有する建物の雨樋等に衝突し、同雨樋等を破損させたものである。

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金58,300円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和6年5月27日
- (2) 事故発生場所 鳥取市商栄町地内
- (3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車(交通事故処理車)	を運
転中、前方の安全確認が不十分であったため、路上に落下していた廃油受けを跳ね」	
 対向車線を走行していた和解の相手方所有の普通乗用自動車が汚損したものである。	

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、子育て王国とっとり条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分を \$ 200

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸

汇

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例 (平成26年鳥取県条例第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	(子育て王国とっとり会議) 第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議
溆	子育て王国とっとり会議を
띰	行わせるため、
改	(子育て王国とっとり会議) 第12条 次に掲げる事務を

設置する。	設置する。
(1) 略	(1) 略
(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (平成	(2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成25年法律第64
25年法律第64号)第10条第1項に規定する計画について知事に意	号)第9条第1項に規定する計画について知事に意見を述べるこ
見を述べること。	Ŷ
(3) 略	(3) 略
2・3 略	2・3 略
が 別 この条例は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	部を改正する法律(令和6年法律第68号)の施行の日から施行する。

180条第1項の規		鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例	島取県条例第36号 長の改正後の欄は	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
180条第1項の規須		5を改正する条例	島取県条例第36号、 その改正後の欄に	(A)	
第180条第1項の規定により、鳥取県		る改正する条例	鳥取県地球温暖化対策条例(平成21年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	***	
鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正することについて、)ように改正する。 下線で示すように改正する。	2000年	(対策計画の策定等) 第5条 略
な正することに	鳥取県知事			띰	

沿

#

#

三

次のとおり専決処分

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金246,400円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和6年5月21日
- (2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字大谷地内

(3) 事故の状況 鳥取県生活環境部自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館所属の職員 が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようと後退した際、 後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動 車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分 沲 # # 温 金額 1 鳥取県知事 띰 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 別表第3 (第13条関係) 事務 改 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。 器 簽 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 金額 # 出 尔 以 (第13条関係) 決 令和6年8月28日 事務 改 章 (8) 別表第3 器 をする。

1の2 法等6条の3第 略 102 法第6条の3第 略 102 法第6条の3第 略 1項又は登18条第5項 略 1項又は登18条第 4項 の規定に基づく構造計 算過合性判定
--

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

- 1 和解の相手方
 - 甲 西伯郡伯耆町 個人
 - 乙 東京都港区 企業
- 2 和解の要旨

交通事故により生じた損害について

- (1) 県側の過失割合を**1**0割とし、県は、損害賠償金**3**06,000円を甲に支払うものとすること。
- (2) 県と乙が契約している賃貸借契約において、県は、当該事故により生じる中途解約金 777,117円を乙に支払うものとすること。
- 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年6月12日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町畑池地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部家畜保健衛生所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方 乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、道路上に駐車 していた和解の相手方甲所有の小型貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したもので ある。

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害 賠償の額を定める。

和解の相手方
石川県羽咋郡志賀町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金147,090円を支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日 令和6年3月29日
- (2) 事故発生場所 石川県羽咋郡志賀町末吉千古地内
- (3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内
で駐車枠に駐車しようと前進した際、左前方の安全確認が不十分であったため、駐車し
 ていた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約(県道若桜下三河線(岩屋堂工区)トンネル工事(不動院岩屋堂トンネル)(交付金改良))の変更について

県道若桜下三河線(岩屋堂工区)トンネル工事(不動院岩屋堂トンネル)(交付金改良)に係る工事請負契約(令和5年10月13日議決)を次のとお り変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

<u> </u>
6 工事完成期限 4
令和7年2月28日
6 工事完成期限